

令和8年度 第457回東京地方最低賃金審議会 議事要旨

1 日 時 令和8年8月5日（水）午後2時3分から午後3時1分まで

2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室2-1、2-2

3 出席状況 公益代表委員6名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名

4 議 題

（1）東京都最低賃金の改正決定について（答申）

（2）その他

5 議事要旨

（1）東京都最低賃金専門部会から、「東京都最低賃金の改正決定に関する報告書」の読み上げ、審議経過説明により、要旨「現行の東京都最低賃金については、時間額は1,280円、額にして54円、率にして4.4%の引上げ、発効日は法定どおり、とするのが適当である。」との報告が行われた。

報告に対し、労使各側委員から以下の意見があった。

労働者側委員から

- ・公益案と専門部会の結論については、労働者側の要求に遠く及ばず、最低賃金審議会が各都道府県に設置されている趣旨を十分に踏まえたものとは言い難い。
- ・発効日が遅れば、最低賃金近傍で働く労働者の不利益が長引くため、苦渋の決断として判断に至った。
- ・企業、事業は労働者がいて成り立つという原点を最優先に考え、賃金が後回しにならないよう、支援策の一層の充実と実効性のある運用を強く求めたい。

との意見が出された。

使用者側委員から

- ・賃金・物価が一定程度上昇していることを踏まえ、最低賃金を引き上げることの必要性は認識しているが、法的強制力を伴い、また労働者のセーフティーネットとしての役割を踏まえると、改定額については、東京の法定三要素のデータをバランスよく丁寧に見ながら検討することが必要である。
- ・公益案については、取り上げられた指標を超える引上げを示す理由の説明が十分ではなく、中東情勢による企業の影響や中小・小規模事業者の支払能力が十分に考慮されていないことは、納得できるものではない。
- ・発効日について多くの時間を割いて議論したことには感謝するが、指定日発効を行わない理由や、引き続きどのような議論が必要であるかについて具体的な

説明がなく、極めて残念である。

との意見が出された。

同報告について審議がなされた後、採決が行われ、賛成多数で同報告どおり可決された。

同報告に基づき答申することが決定され、東京地方最低賃金審議会会長から東京労働局長に答申された。